

令和4年6月16日

相談支援事業所 各位

姶良市長寿・障害福祉課長

日頃より、本市福祉行政にご協力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、本市におきましても在宅サービスに関する問合せを多くいただいておりましたが、これまでその対応について特段の定めがなく、取扱いを提示できていなかつたことから、別添のとおり取扱うこととしましたので、お知らせいたします。

今後、以下のサービスに関して在宅サービスを希望申請いただく方から順次適用しますので、申請いただく際はご留意くださいますようお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、問合せ先までご連絡ください。

○在宅サービスの対象となるサービス

- ・就労移行支援
- ・就労継続支援A型
- ・就労継続支援B型

【問合せ先】

姶良市役所 保健福祉部
長寿・障害福祉課 障害者福祉係
 (0995) 66-3251 (直通)

在宅サービス支給基準

次の（ア）から（ケ）までの要件のいずれにも該当する場合であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められる者については、在宅でのサービス利用を可能（以下「在宅利用者」という。）とする。

なお、（ア）～（キ）のいずれの要件にも該当することを確認するため、在宅サービスを提供する事業所は、当該要件を確認できる資料等（任意様式）を市に提出すること。

また、在宅で就労継続支援を提供する場合には、運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記しておくこととともに、在宅で実施した訓練及び支援内容並びに訓練及び支援状況を指定権者から求められた場合には提出できるようにしておくこと。

在宅と通所による支援を組み合わせても差し支えない。

（ア） 通所を要する事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

（イ） 在宅利用者の支援にあたり、1日3回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日3回を超えた対応も行うこと。

（ウ） 緊急時の対応がされること。

（エ） 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、隨時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

（オ） 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のＩＣＴ機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

（カ） 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち4日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行い、評価内容については、「在宅利用に伴う評価書兼報告書」を在宅利用の翌月10日までに作成し、市に提出すること。

（キ） （オ）が通所により行われ、あわせて（カ）の評価等も行われた場合、（カ）による通所に置き換えて差し支えない。

- (ク) 在宅による標準の利用期間については、サービスの趣旨を鑑みて、半年間（6月）を上限とし、受給者証に記載された期間とする。標準的な利用期間の更新を希望する場合、計画相談支援員が作成した理由書（様式は任意）を要する。
- (ケ) モニタリングについては、当初3月及び期間の最終月で実施する。